

令和 年 月 日

登園許可書 (出席停止①)

保 護 者 様

末 広 幼 稚 園

1出席停止者 組 氏名

2病名

3期間 年 月 日より (医師による登園許可があるまで)

お子様の病気は、学校保健法に第19条に基づき、他の園児に感染の恐れがある期間は、登園できないことになっております。出席停止の期間は次の通りです。この期間が過ぎてから、医師の登園許可証明書をもって登園させて下さい。この期間は、欠席の扱いになりません。

登園許可書が必要な感染症

百日ぜき	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
はしか (麻疹)	熱が下がってから3日経過するまで
おたふくかぜ	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発言した後5日を経過し、かつ、全身状態(流行性耳下腺炎)が良好になるまで
風疹	発疹が消えるまで
水ぼうそう (水痘)	すべての発疹がかさぶたになるまで
プール熱 (咽頭結膜炎)	症状が消えてから2日経過するまで
結核	医師により感染のおそれないと認められるまで
O-157	医師により感染のおそれないと認められるまで
流行性角結膜炎	医師により感染のおそれないと認められるまで
髓膜炎菌性髓膜炎	医師により感染のおそれないと認められるまで
法廷伝染病 (赤痢等)	医師により感染のおそれないと認められるまで

.....キリトリセン.....

登園許可書

組

園児名

右の感染症()で療養中のところ、現在軽快し、他への感染のおそれないと思われますので、年 月 日から登園できることを証明します。

令和 年 月 日 医師

印